

【案】

契 約 書

- 1 委託業務名 講渡推進施設基本計画策定業務
- 2 納入場所 愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課
- 4 履行期間 着手 令和8年 月 日
完了 令和9年 3月19日
- 5 業務委託料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
- 6 契約保証金

上記の業務について、発注者 愛知県 と受注者 とは別添条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帶して受注する。

この契約を証するため本書2通を作成し、各自1通を保管する。

令和8年 月 日

発注者 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村秀章

受注者 住 所
氏名

愛知県建築設計業務等委託契約約款

令和7年4月1日一部改正

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、基本計画図書（別冊の基本計画書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び基本計画図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第14条に定める受注者の管理技術者等（以下「管理技術者等」という。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは基本計画図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、打合せ事項及び調査資料等を記録して、発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、官公署等への届出書類を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 7 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 8 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- 9 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、協議、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 11 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 12 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、基本計画図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 13 この約款及び基本計画図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 14 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 15 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第54条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 16 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（個人情報の保護）

- 第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるものほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（受注者の組織内にあって直接又は間接に受注者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出する。
- 4 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 5 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
- 6 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、発注者が必要と認める場合については、書面により発注者にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 7 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- 8 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。発注者の承諾を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。
- 10 受注者は、発注者の承諾により個人情報を取り扱う業務を再委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに

関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、受注者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、発注者の承諾により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

- 11 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 12 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。また、発注者の承諾により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。
- 13 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。また、発注者の承諾により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 14 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- 15 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために提供を受けた個人情報及び受注者自らが当該業務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 16 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 17 受注者は、発注者の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、発注者に証明書等により報告するものとする。また、受注者が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。
- 18 受注者が、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承諾を得て第三者に提供した場合、受注者は、発注者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- 19 発注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受注者に対して必要な報告を求め、隨時に立入検査若しくは調査をし、又は受注者に対して指示を与えることができる。なお、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 20 受注者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、受注者に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。
- 21 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第3条 削除

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「免除」と記載されているときは、この条は適用しない。

- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
 - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 4 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第48条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 5 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の帰属)

第6条 成果物（第33条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第10条まで及び第12条の2において同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下、第6条から第10条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第7条 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

- 一 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。
- 二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

- 一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第8条 受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- 二 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第9条 受注者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第10条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第11条 受注者は、業務の全部を一括して、又は基本計画図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が基本計画図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、基本計画図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第12条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される建築物若しくは本件建築物（以下「本件建築物等」という。）の形状等について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件建築物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第13条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののはか、基本計画図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者等に対する業務に関する指示
- 二 この約款及び基本計画図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者等との協議

四 業務の進捗の確認、基本計画図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときには、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(管理技術者等)

第14条 受注者は、基本計画図書に定めるところにより、業務の技術上の管理を行う管理技術者等を定め、この契約締結後14日以内に、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者等（2名以上の管理技術者等を定めた場合にあっては、これらの管理技術者等を統括する管理技術者等）は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者等に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(土地への立入り)

第14条の2 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第15条 発注者は、管理技術者等又は受注者の使用人若しくは第11条の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 受注者は、基本計画図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第17条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は基本計画図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、基本計画図書に定めるところにより、業務の完了、基本計画図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(基本計画図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第18条 受注者は、業務の内容が基本計画図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第19条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 基本計画書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 基本計画図書に誤謬又は脱漏があること。

三 基本計画図書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等基本計画図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 基本計画図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、基本計画図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により基本計画図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間

若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(基本計画図書等の変更)

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、基本計画図書又は業務に関する指示（以下この条及び第22条において「基本計画図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、基本計画図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第21条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第28条の2において「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第22条 受注者は、基本計画図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき基本計画図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、基本計画図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により基本計画図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第22条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第26条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第26条の2 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の

範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第28条の2第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（基本計画図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（基本計画図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（基本計画図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第28条の2 成果物の引渡し前に、天災等（基本計画図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第47条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び基本計画図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える基本計画図書の変更)

第29条 発注者は、第12条、第18条から第22条まで、第23条、第24条、第26条の2、第27条、前条、第32条又は第34条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて基本計画図書を変更することができる。この場合において、基本計画図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第30条 受注者は、業務を完了したときは、その旨及び成果物の引渡しを発注者に通知するとともに、成果物を納入しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合、発注者は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した日をもって成果物の引渡しを受けなければならない。

4 建築設計業務において、前項により、成果物の引渡しが完了したときは、受注者は建築士法（昭和25年法律第202号）第19条の規定による「設計変更をしようとする場合の承諾」を発注者に与えたものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において

は、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を読み替えて準用する。

(業務委託料の支払い)

第31条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

第32条 発注者は、第30条第3項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し)

第33条 成果物について、発注者が基本計画図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第30条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第30条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第31条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、発注者が定め、受注者に通知する。

(部分引渡しに係る業務委託料の不払に対する業務中止)

第34条 受注者は、発注者が第33条において読み替えて準用される第31条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第35条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における申出)

第36条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく理由を発注者に申し出なければならない。

(発注者の任意解除権)

第37条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第41条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第38条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この契約を解除することができない。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

三 管理技術者等を配置しなかったとき。

四 正当な理由なく、第35条第1項の履行の追完がなされないとき。

- 五 第4条第1項の規定により保証を付さなければならない場合において、保証を付さなかつたとき。
- 六 契約の履行につき不正行為があつたとき。
- 七 発注者又はその補助者が行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第39条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
- 一 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - 二 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - 三 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 七 第43条又は第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するとき（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）は、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
- 一 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行なう者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - 二 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - 三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - 四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 五 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 六 受注者が、第一号から第四号のいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
 - 七 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
 - 八 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第一号から第四号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

- 第41条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条及び第49条において同じ。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第49条第2項第二号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号及び第49条第2項第二号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

五 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その構成員のいずれかの者が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第42条 第38条各号、第39条各号又は第40条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第38条から第40条までの規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第43条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第20条の規定により基本計画図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6か月を超えるときは、6か月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条 第43条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第46条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第33条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第47条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第33条の規定による部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第11条の規定により、受注者から業務を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第38条から第41条まで又は次条第3項の規定によるときは受注者が負担し、第37条、第43条又は第44条の規定によるときは発注者が負担する。

二 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第38条から第41条まで又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第37条、第43条又は第44条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。

三 第38条から第40条までの規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金と

して発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第38条から第40条までの規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第一号に該当し、発注者が損害金を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
- 7 第2項の場合（第40条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 8 第1項から第3項まで又は第5項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、各構成員は、損害金等を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

- 第49条 受注者は、第41条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに関わらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。
- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、業務委託料の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - 一 第41条第1項第一号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - 二 第41条第1項第二号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第四号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 前2項の規定に関わらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、各構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第50条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第43条又は第44条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第31条第2項（第33条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第51条 発注者は、引き渡された成果物に關し、第30条第3項又は第5項の規定による引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年、第33条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡しの日から10年以内でなければ、請求等をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に關し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等

以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡し（第33条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを含む。次項において同じ。）の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が基本計画図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることはできない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第52条 受注者は、基本計画図書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるべきものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（妨害等に対する報告義務等）

第53条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の県への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、愛知県の調達契約からの排除措置を講じることがある。

（紛争の解決）

第54条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものと除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者等の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第15条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（契約外の事項）

第55条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

建築設計業務委託共通仕様書

令和7年4月1日

第1章 総 則

1. 1 適 用

- 建築設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は愛知県建築局が発注する建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。）及び造成設計等の業務（以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
- 本仕様書のほか、設計基準（愛知県建設局）に従うこと。
- 基本計画図書は、相互に補完するものとする。ただし、基本計画図書の間に相違がある場合、基本計画図書の優先順位は、次の(1)から(6)の順序のとおりとする。
 - 質問回答書
 - 現場説明書
 - 基本計画書
 - 図面
 - 特記仕様書
 - 共通仕様書
- 受注者は、前項の規定により難い場合又は基本計画図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、約款の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
- 「検査員」とは、設計業務の完了の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認及び指示を行う者で、発注者が定めた者をいう。
- 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、約款の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
- 「契約図書」とは、契約書、約款及び基本計画図書をいう。
- 「約款」とは、「愛知県建築設計業務等委託契約約款」をいう。
- 「基本計画図書」とは、質問回答書、現場説明書、基本計画書、図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- 「質問回答書」とは、図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
- 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。

10. 「図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもととなる計算書等をいう。
11. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
12. 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
13. 「特記」とは、1. 1の3. の(1)から(5)に指定された事項をいう。
14. 「指示」とは、監督員又は検査員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
15. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関する書面をもって行為若しくは同意を求めるることをいう。
16. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
17. 「報告」とは、受注者が発注者又は監督員若しくは検査員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
18. 「承諾」とは、書面で申し出た事項について、書面により同意することをいう。
19. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
20. 「提出」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
21. 「書面」とは、手書き、印刷等により、作成した文書をいい、発行年月日を記載し、記名したものと有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。
22. 「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
23. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
24. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
25. 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務の範囲は、特記仕様書に定めるとおりとする。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

3. 2 設計方針の策定等

1. 受注者は、業務を実施するに当たり、基本計画図書及び監督員との協議の結果を基に設計方針の策定(令和6年国土交通省告示第八号 別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。)を行う。なお、業務当初及び変更する場合はその都度、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
3. 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラム等について、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

3. 3 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記による。
2. 受注者は、やむを得ず、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員に報告し、承諾を得なければならない。
3. 市販されている適用基準等については、受注者の負担において備えるものとする。

3. 4 提出書類

1. 受注者が発注者に提出する関係書類は、原則、監督員に提出する。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他特記で指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で、契約図書に様式及び部数が定められていない場合は、監督員等と協議して決める。
3. 電子データにより監督員に報告等を行う書面については、以下を基本とするが、監督員の指示がある場合はその指示による。
 - (1) 「愛知県電子納品運用ガイドライン」4-4（業務及び工事実施中の情報交換及び共有）に準拠する。
 - (2) 電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で検査時に1部提出する。

3. 5 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書（様式第1）を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 業務工程表（様式第2）
 - (2) 管理技術者通知書（様式第3）
 - (3) 業務実施体制（様式第4）
 - (4) 個人情報取扱責任者等通知書（様式第5）
 - (5) その他、監督員が必要に応じ指定する書類
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に

変更業務計画書を提出しなければならない。

- 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 6 守秘義務

- 受注者は、約款の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

3. 7 個人情報の取扱い

- 受注者は、本業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 受注者は、本業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても本業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
- 受注者は、第三者に業務の一部を委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。
- 受注者は、本業務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- 受注者は、本業務における個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等を記載した「個人情報取扱責任者等通知書（様式第5）」を業務計画書に添付するものとする。また発注者は、受注者における取得個人情報等に関する状況について隨時、受注者に対して報告を求め、又は調査することができるものとする。

3. 8 再委託

1. 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、約款の規定により、再委託してはならない。
2. 受注者は、コピー、浄書、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の軽微な部分を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を再委託する場合は、業務再委託承諾申出書（事務取扱要領様式第47）をあらかじめ提出し、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務を指名停止期間中の愛知県建設局の設計・測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者に再委託してはならない。
5. 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

3. 9 特許権等の使用

受注者は、約款に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

3. 10 監督員

1. 発注者は、約款の規定に基づき、監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
3. 監督員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3. 11 管理技術者

受注者は、約款の規定に基づき、管理技術者を定めること。なお、管理技術者は、次の(1)から(5)によること。

- (1)日本語に堪能でなければならない。
- (2)管理技術者の資格要件は、特記による。
- (3)管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (4)管理技術者の権限は、約款の規定による。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限（約款の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
- (5)管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するため、その受注者と相互に協力しつつ、必要な調整及び報告を行わなければならない。

3. 12 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに監督員等に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

3. 13 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 14 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
2. 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に通知しなければならない。
3. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員と協議し、必要な対応をとるものとする。

3. 15 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務着手時及び基本計画図書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

3. 16 条件変更等

受注者は、基本計画図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、監督員と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、約款の規定により、速やかに発注者にその旨を通知（委託業務監督要領様式第2）し、その確認を請求しなければならない。

3. 17 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、約款の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不適当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適当又は不可能となった場合
- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合

3. 18 履行期間の変更

1. 受注者は、約款の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、約款の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

3. 19 修 補

1. 受注者は、発注者から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
2. 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、発注者の指示に従うものとする。

3. 20 設計業務の成果物

1. 契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
3. 受注者は、基本計画図書に規定がある場合又は監督員が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。

3. 21 検 査

1. 受注者は、設計業務が完了したとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
2. 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、監督員に提出しておかなければならない。
3. 受注者は、約款の規定に基づく部分引渡しに係る業務委託料の請求に係る既履行部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る既履行部分の算出方法について発注者の通知を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。
 - (1)監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (2)契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
4. 検査員は、原則監督員及び管理技術者の立会のうえ、契約図書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 設計業務成果物の検査
 - (2) 設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）

3. 22 引渡し前における成果物の使用

受注者は、約款の規定により、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、部分使用同意書（様式第6）を発注者に提出するものとする。

業務計画書

年 月 日

愛知県知事殿

受注者 住 所
(所在地)
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕

下記のとおり業務計画書を提出します。

記

1. 委託業務名

2. 路線等の名称

3. 納入場所

4. 契約締結年月日

年 月 日

5. 業務委託料 金 円

6. 履行期間

着手 年 月 日
完了 年 月 日

7. 業務計画書

業務工程表(様式第2)

管理技術者通知書(様式第3)

業務実施体制表(様式第4)

個人情報取扱責任者等通知書(様式第5)

建築士法第23条の6による「設計等の業務に関する報告書」の最新のもので、

報告済みの表示のあるものの写し ※1

その他

※1 当該設計の発注、契約等の際に提出済みの場合は省略することができる。(同年度に限る)

業務工程表

年 月 日

愛知県知事殿

受注者 住 所
(所在地)
氏 名
〔名称及び
〔代表者氏名〕〕

下記業務の工程表を提出します。

記

1 委託業務名

2 路線等の名称

3 納入場所

4 契約締結年月日 年 月 日

5 業務委託料

金 円

6 履行期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

7 工程表

別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（別紙）

業務工程表													
日程													
業務別	工程内容 例) 方針決定 中間打合 図面完成 等												

管 理 技 術 者 通 知 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

受注者 住 所
(所在地)
氏 名
〔名称及び
〔代表者氏名〕〕

下記のとおり管理技術者を定めたので、通知します。

記

1. 委託業務名

2. 路線等の名称

3. 納入場所

4. 契約締結年月日

年 月 日

5. 業務委託料 金 円

6. 履行期間

着手 年 月 日
完了 年 月 日

7. 管理技術者

住 所
氏 名
生年月日
資 格
経 歴 別紙経歴書のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

経歴書

1. 現住所

2. 最終学歴

3. 職歴

4. 生年月日

5. 主な担当工事

（工事名、構造、規模、工期）

6. 資格

番号

7. 定期講習の受講状況

直近の定期講習の受講日 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

※ 資格者証の写し、建築士法第22条の2による定期講習の修了証の写しを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

業務実施体制表

年 月 日

愛知県知事 殿

受注者 住 所
(所在地)
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕

下記のとおり設計業務の実施体制を定めました。

記

1. 委託業務名
2. 履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
3. 業務委託料 金 円
4. 実施体制表

管理技術者				
	主任	受注者の担当者等 (氏名)	主任	協力者の担当者等 (企業名・氏名)
建築				
構造				
積算				
電気				
機械				

※主任担当技術者は、主任欄に○を記入すること。

※上表で不足する場合は、適宜行を追加してください。

個人情報取扱責任者等通知書

年 月 日

愛知県知事殿

受注者 住 所
(所在地)
氏 名
〔名 称 及 び
代表者氏名〕

下記のとおり個人情報取扱責任者等を定めました。

記

- 1 委託業務名
- 2 路線等の名称
- 3 納入場所
- 4 業務委託料 金 円
- 5 個人情報取扱責任者
- 6 個人情報を取扱う従業者の管理及び実施体制
- 7 個人情報の管理の状況についての検査
- 8 その他

※ 個人情報取扱責任者は、管理技術者等と兼ねることができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

部 分 使 用 同 意 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

受注者 住 所
(所在地)
氏 名
〔名称及び
〔代表者氏名〕〕

年 月 日付けで契約を締結した下記委託業務の成果物の（全部・一部）を使用することに同意します。

記

受 託 業 務 名	
路 線 等 の 名 称	
納 入 場 所	
使 用 範 囲	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

業 務 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
業務名			
(内容)			
副題 :			

添付図 葉、その他添付図書

処理 ・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日

総括 監督員	主任 監督員	専任 監督員	管理 技術者	主任担当 技術者	担当 技術者

様式第1「通知事項等」

		確認請求通知事項【受注者】(A) 条件変更確認請求の通知事項等	確認通知事項【発注者】(B) 条件変更確認の通知事項等	備考
I 工法関係	工事施工関係			
	工事用道路			
	品質管理関係			
	その他			
II 工程関係	関連工事			
	関係機関協議			
III 用地関係	用地関係			
IV 安全対策関係	安全対策関係			
V 建設副産物	建設発生土			
	建設廃棄物			
VI 資料の確認	資料の確認			
VII 設計図書	設計図書の確認			

業務再委託承諾申出書

年 月 日

愛知県知事殿

受注者 住 所
(所在地)
氏 名
〔名称及び
〔代表者氏名〕〕

下記のとおり受託業務を再委託したいので、承諾してください。

記

1 受託業務名

2 路線等の名称

3 納入場所

4 業務委託料

金 円

5 再委託先及び再委託の内容

別紙のとおり

業務再委託先一覧

再委託先会社等の名称 及び担当技術者等の氏名	再委託業務の内容	概算再委託金額 (円)	再委託の理由

※ 再委託業務の遂行にあたり、法令等により登録、免許等が必要なときは、再委託先が受けている登録番号等を「再委託先会社等の名称及び担当技術者等の氏名」欄に付記すること。

年 月 日

愛知県知事 殿

受注者 住 所

(所在地)

氏 名
〔名 称 及 び〕
〔代表者氏名〕

完了通知書

下記業務は、 年 月 日をもって完了したので通知します。

記

1 委託業務名

2 路線等の名称

3 納入場所

4 業務委託料 ¥_____

5 契約締結年月日

6 履行期間 自 _____ 至 _____

注1 本文の年月日は実際に完了した年月日を記載する。

請 求 書

年 月 日

愛知県知事 殿

受注者 住 所
(所在地)
氏 名
〔
名称及び
代表者氏名
〕

下記のとおり請求します。

¥

ただし、次の業務の代金として

委託業務名 _____

路線等の名称 _____

納入場所 _____

契約締結年月日 _____ 年 月 日

振込希望金融機関名 _____ 銀行 _____ 店

預金の種別 _____

口座番号 _____

(事務取扱要領) 様式第 93 の続き

請求 内訳 書

1 業務委託料 (A) ￥_____

2 受領済額

 前払金額 ￥_____

 第 回部分払金額 ￥_____

 受領済額計 (B) ￥_____

3 今回請求する金額 (A-B) ￥_____

注 1 行が不足する場合は、適宜追加すること。

適格請求書必要事項

登録番号 :

直近の部分払請求書に記載された「消費税対象及び消費税額等」

既済部分検査を行った日の年度	消費税及び地方消費税の税込対象額	消費税及び地方消費税(税率 10%)の額
計	(C)	(D)

消費税対象及び消費税額等

完了検査を行った日の年度	消費税及び地方消費税の税込対象額(E=A-C)	消費税及び地方消費税(税率 10%)の額(F=A×10÷110(端数切捨て)-D)

- 注 1 「適格請求書必要事項」以下の内容については、特別会計及び地方公営企業会計の場合に記入すること(一般会計の場合は空欄又は削除可。)。
- 2 「直近の部分払請求書に記載された「消費税対象及び消費税額等」」は、直近の部分払請求書に記載された「消費税対象及び消費税額等」の数字等を転記すること。なお、完了払のみの場合は、記入しないこと。
- 3 E は、業務委託料 A から C を差し引いた額を記入すること。なお、完了払のみの場合は、業務委託料を記入すること。
- 4 F は、業務委託料 A の 110 分の 10 の割合を乗じて得た額(円未満の端数切り捨て)から、D を差し引いた額を記入すること。なお、完了払のみの場合は、業務委託料の 110 分の 10 の割合を乗じて得た額(円未満の端数切り捨て)を記入すること。

譲渡推進施設基本計画策定委託業務 特記仕様書

1 業務名

譲渡推進施設基本計画策定委託業務

2 業務の目的

愛知県では、昭和 62 年に動物愛護センター本所（豊田市）を設置以降、県内に 3 か所の支所（尾張支所：一宮市、知多支所：半田市、東三河支所：豊橋市）を設置し、合計 4 か所の施設を動物愛護管理行政の拠点として業務を実施しているが、動物愛護センターの施設設備や立地が、現在行っている譲渡事業や動物愛護普及啓発事業に即していないことから、再整備を行う必要がある。

このため、令和 6 年度に譲渡推進施設検討調査を実施し、本県に適した譲渡推進施設のあり方について検討した。その結果、本県では、動物愛護センター本所・支所で野犬捕獲等の動物管理業務を継続して実施しながら、譲渡等の動物愛護業務を強化できるよう、現状の本所・支所体制を維持したうえで施設設備の転換を行うことが適当であると取りまとめた。令和 7 年度には譲渡推進施設基本構想調査を実施し、本所・支所の役割や必要となる機能、施設、設備等について整理を行った。その結果、①動物の愛護、譲渡推進に特化した新たな拠点施設となる「譲渡推進センター（仮称）」を新設し、②動物愛護センター本所及び 2 支所については、現地での建替えを進め、機能強化を図ることをとりまとめた。

【施設整備の考え方及び方向性】（譲渡推進施設基本構想から抜粋）

- 動物の愛護・譲渡推進に特化した新たな拠点施設となる「譲渡推進センター」を森林公園隣接具有地（尾張旭市）に新設する。
- 動物の「管理」業務を引き続き動物愛護センター本所・支所で実施していくため、老朽化の進んでいる現施設の現地建替えを進める。
- ※ 尾張支所は、現地建替えを行わず、譲渡推進センターの開設に合わせ、移転を検討していく。

本業務は、譲渡推進施設基本構想をふまえ、譲渡推進施設整備に向けた基本計画の策定に資することを目的として実施するものである。

3 委託契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

4 計画対象施設

（1）譲渡推進センター

設置予定地 尾張旭市大字新居

（2）動物愛護センター本所

施設所在地 豊田市穂積町新屋 73—3

敷地面積 18,143.96m²

(3) 動物愛護センター尾張支所

施設所在地 一宮市浅井町西海戸字余陸寺 31-1

敷地面積 2,546.66m²

(4) 動物愛護センター知多支所

施設所在地 半田市乙川末広町 100-1

敷地面積 2,263.55m²

(5) 動物愛護センター東三河支所

施設所在地 豊橋市神野新田町字京ノ割 50-2

敷地面積 3,150.12m²

5 委託業務内容

(1) 基本計画の検討

ア 整備基本計画

譲渡推進施設基本構想をふまえ、譲渡推進センター及び動物愛護センタ一本所・支所の整備実施に向けて必要となる条件を整理し、施設の構成や機能、構造、設備等について整備基本計画を策定する。

(ア) 計画条件の整理（敷地、周辺環境、現施設等）

(イ) 法制度・規制等の確認、関係機関との事前協議

(ウ) インフラ整備状況の整理

(エ) 建築計画のコンセプト・基本方針の検討

・ 設計・施工の参考となる建築計画のコンセプト・基本方針を検討・提案する。

(オ) 基本計画図の作成

- ・ 委託者及び専門家へのヒアリングを行い、その結果を参考に、各施設の計画説明書、仕様概要書、配置計画図、平面図、断面図、施設機能等を検討し、委託者と協議の上で決定する。なお、ヒアリングに係る経費の支払いは、本業務に含むものとする。
- ・ 基本構想調査における環境配慮等に関する検討結果を踏まえ、具体的な対応を検討し、整備基本計画に反映させる。

(カ) 構造計画の検討

- ・ 各施設の構造計画の基本的な考え方を整理する。

(キ) 設備計画の検討

- ・ 各施設の設備計画の基本的な考え方を整理する。

(ク) 事業性の検討

- ・ 概算事業費を算出する。（維持管理費用の算出を含む）
- ・ 事業スケジュールを検討し、工程表を作成する。

イ 検討会の開催支援

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課及び動物愛護センター職員等との検討会を開催し、作業の進捗状況の報告や今後の方向性について協議する。検討会資料の作成支援、検討会出席、議事録作成を行う。

ウ 専門家からの意見聴取の実施

獣医師会等の専門家へのヒアリング調査の実施及び関係会議に出席し、議事録の作

成を行うとともに、その結果を基本計画に反映する。なお、ヒアリング等に係る経費の支払いは本業務に含むものとする。

エ 先進事例調査

譲渡を推進する施設を設置している他自治体や民間施設等の参考となる先進事例を調査する。委託者が過去に実施した調査の結果を分析し、設計等の参考となる事項を整理し、とりまとめるとともに、新たな参考事例について、現地視察やヒアリングなどによる施設に関する調査を行い、動物愛護管理行政の実施状況、民間活力導入など運営方法、環境配慮等の事例として整理・分析を行う。なお、調査に係る経費の支払いは、本業務に含むものとする。

オ 要求水準等の検討

上記アの動物愛護センター本所・支所の整備基本計画をふまえ、委託者の指定する施設の要求水準書案を作成する等、翌年度事業の準備支援を行う。

カ イメージ図の作成

各施設の整備のイメージ図を作成する。(A4版3枚程度)なお、イメージ図の内容については、委託者との協議に基づき作成するものとする。

キ 活用可能な補助金の整理

整備に当たり、活用可能な補助金について、申請手順やスケジュール等整理を行い、活用計画を策定する。

ク 基本計画検討結果のとりまとめ

ア～キの結果を、譲渡推進施設基本計画検討報告書としてとりまとめる。なお、報告書については、概要版を作成すること。

(2) 民間協働に係る調査

現在、動物愛護センターと協働している公益社団法人愛知県獣医師会及び協力団体(動物愛護センターに登録された動物愛護団体)の意向調査を行い、今後の民間協働の強化の可能性について調査し、整理する。

(3) 事業者等サウンディング調査

本調査は、「譲渡推進センター及び動物愛護センター」の整備及び運営に関して、民間事業者等の意向や提案、技術的な知見を把握し、今後の事業手法の検討(デザインビルド、PFI、設計・施工分離等)、要求水準書の作成及び基本計画の検討に資することを目的とする。

本調査の対象者は、次のア又はイの業務に関する知見・実績・ノウハウを有する民間事業者等、又はウからオのどれかに該当する民間企業等とする。ヒアリングは原則として対面で実施するものとし、設計事務所3社程度、建設事業者3社程度、維持管理事業者等3社程度、想定される付帯事業に関連する事業者等2社程度を目安として実施する。ヒアリング対象の事業者は、委託者が公募によって選定し、受託者は公募の受付やエントリーシート作成などの事務支援を行う。

ア 公共施設の設計、建設、改修に関する業務

イ 公共施設又は類似施設の運営・管理に関する業務

- ウ 建築設計、設備設計、コストマネジメントに関わる企業等
- エ 技術提案、VE 提案が可能な企業等
- オ その他、本事業に関して有用な意見・アイデアを提供できる企業等

本調査では、以下の項目を参考に、ヒアリング事業者等の状況を踏まえ、委託者と協議の上でヒアリング事項を決定し、意見・提案を求める。なお、ヒアリングシートの作成、ヒアリング時に民間事業者へ提示する参考資料は受託者が作成する。

カ 施設整備に関する事項

- ・要求性能の設定に関する考え方
- ・構造、設備、ICT、環境性能の方向性
- ・建設コストの目安及びコスト縮減策
- ・デザインビルド方式の実施可能性と留意点
- ・リスク分担の適正化に関する意見

キ 施設運営に関する事項

- ・指定管理又は民間運営の実現可能性
- ・独自提案事業の可能性
- ・維持管理の効率化、長寿命化に関する技術
- ・利用者サービス向上のための提案（ICT化等）

ク スケジュール・事業スキームに関する事項

- ・適切な発注時期や工期
- ・デザインビルド方式での参加要件
- ・現動物愛護センターの協働団体（公益社団法人愛知県獣医師会及び協力団体）等との連携可能性

ケ その他、事業全般に関する意見・提案

ヒアリング結果を業種、ヒアリング項目ごとに整理し、対照表及び総括表を作成する。ヒアリング結果において想定事業スキームへ反映すべき事項については、想定事業スキームへのフィードバックを行う。

上記の検討結果を総合して、整備及び維持管理事業に適していると考えられる事業手法を提案し、委託者と協議の上で選定を行い、事業実施に向けての課題の整理と事業者選定に係るスケジュール案を検討する。

（4）打合せ協議

原則として、2週間に1度、対面又はオンライン形式によるミーティングにより、委託者との業務の進捗状況等の共有を行うものとし、それ以外にも必要に応じて適宜実施する。

（5）事業の周知

関係団体や県民に情報を共有し、気運を高めていくため、ワークショップ等積極的な事業の広報に繋がる企画・運営を複数回検討し、実施する。なお、周知等に係る経費の支払いは本業務に含むものとする。

(6) 現況測量調査

譲渡推進センターの設置予定地（森林公園隣接県有地（尾張旭市）・3ha程度）について、現況測量調査を行う。

(7) 地盤調査

譲渡推進センターの設置予定地（森林公園隣接県有地（尾張旭市））について、地盤ボーリング調査を行う。（20m程度×2箇所・標準貫入試験）

(8) 土壌汚染対策法に定める地歴調査

譲渡推進センターの設置予定地（森林公園隣接県有地（尾張旭市））について、地歴調査を行う。

(9) アスベスト調査

本所及び3支所について、アスベスト含有調査を行う。

- ア 書面調査（設計図書確認、建材リスト作成）
- イ 現地確認及び試料採取
- ウ アスベスト定性分析

6 成果品

成果品は以下の内容、提出方法とする。

(1) 中間報告書

- ア 成果品の体裁
A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）
- イ 納品方法
紙媒体1部及び電子データ（メール納品可）
- ウ 納品期日
令和8年8月末日

(2) 最終報告書案

- ア 成果品の体裁
A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）
最終報告書の校正が可能な体裁とする。
- イ 納品方法
電子データ（メール納品可）
- ウ 納品期日
令和8年12月中で、委託者が別途指示する日

(3) 最終報告書（報告書全文及び概要版）

- ア 成果品の体裁
A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）
- イ 納品方法
(ア) 紙媒体

- ①報告書 50部（100ページ程度を想定。表紙：デザインなし・カラー版、本文：図表、グラフ等は適宜カラー印刷、簡易製本）
②概要版 50部（2ページ程度を想定。A3版横、カラー版）
(イ) 電子媒体
電子データを収録した電子媒体 2部
(MSワード、エクセル、パワーポイント等で作成した文書ファイルで、委託者が再利用できるもの及びPDFファイル)
ウ 納品期日
令和9年2月中で、委託者が別途指示する日

7 その他

- (1) 一般事項
- ・ 業務は、提示された条件及び適用基準等によって行う。
 - ・ 「愛知県建築設計業務委託共通仕様書」（愛知県建設局）に記載されていないものは、本業務特記仕様書による。また、共通仕様書に「愛知県建築局」とあるものは、「愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課」と読み替えてこれを準用する。
 - ・ 適用基準等は、国土交通大臣官房官庁営繕部及び愛知県が制定又は監修した基準等の最新版を適用する。
- (2) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (3) 管理技術者として、一級建築士の資格を有する者を統括責任者又は業務主担当者に置くこと。
- (4) 本調査業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期すること。
- (5) 委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (6) 著作権をはじめ、本業務の成果品及び検討会等の資料における一切の権利は、愛知県に帰属する。
- (7) 委託業務に当たり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うこと。
- (8) 調査のために愛知県が提供した資料等については、調査終了後速やかに返却すること。
- (9) 受託者は、本業務の遂行に当たり、知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。（委託終了後も同様とする。）
- (10) 本業務の実施に当たり、愛知県から別途指示があった場合には、可能な限り対応すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者の協議により定めるものとする。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシー及び愛知県行政情報通信ネットワーク運営管理要領を遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 受注者は、本契約に係る業務遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、序外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 受注者は、発注者の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者にこの特約条項を遵守させなければならない。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第6条 受注者は、本契約に係る業務遂行にあたって、発注者の管理するネットワークに受注者の情報機器を接続し、又は発注者の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ発注者の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 受注者は、第1項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 受注者は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、発注者の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 受注者は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 発注者は、受注者が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、受注者の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、発注者はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第7条 受注者が本契約による業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第8条 受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 発注者は、この特約状況の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は隨時に報告を求めることができる。

2 受注者は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 受注者は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10条 発注者は、この特約条項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（発注者による検査

が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行にあたって、前条までに定めるもの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあって直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認によ

り複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要なない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(安全管理措置に関する事項)

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、隨時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

(損害賠償)

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は県の機関、乙は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略すること。

基　　本　　計　　画　　書

委　託　業　務　名 譲渡推進施設基本計画策定業務

納　入　場　所 愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課

委託料	金円
概要	<p>これまでに取りまとめた検討調査結果及び基本構想をふまえ、譲渡推進センターの新規設置及び本所・支所3施設の現地建替えに向けた基本計画を策定する。</p> <p>譲渡推進施設基本計画策定業務 一式</p> <p><計画概要></p> <p>(1)譲渡推進センター</p> <p>設置予定地 尾張旭市大字新居</p> <p>(2)動物愛護センター本所</p> <p>施設所在地 豊田市穂積町新屋73—3</p> <p>敷地面積 18,143.96m²</p> <p>(3)動物愛護センター尾張支所</p> <p>施設所在地 一宮市浅井町西海戸字余陸寺 31—1</p> <p>敷地面積 2,546.66m²</p> <p>(4)動物愛護センター知多支所</p> <p>施設所在地 半田市乙川末広町 100—1</p> <p>敷地面積 2,263.55m²</p> <p>(5)動物愛護センター東三河支所</p> <p>施設所在地 豊橋市神野新田町字京ノ割 50—2</p> <p>敷地面積 3,150.12m²</p>
完了期日	契約締結日の翌日から令和9年3月19日(金)まで
備考	

名 称	適 要	单 位	数 量	单 価	金 额	備 考
譲渡推進施設基本計画策定業務 一式						
直接人件費		式	1			
直接経費		式	1			
間接費		式	1			
業務原価		式	1			
一般管理費		式	1			
小計						
業務価格 計						
消費税及び 地方消費税相当額						
委託料合計額						